

ASEAN 諸国の意匠登録制度及び  
その運用実態に関する調査研究

平成 25 年 2 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

## 2. ベトナム

### 2. 1 複数意匠一括出願制度

ジュネーブ改正協定ではロカルノ国際意匠分類の同一メインクラスに属する意匠であれば、一つの出願に 100 までの意匠を含めることを認めている（第 5 条（4）、規則 7(3)(v)、(7)）。締約国は、第 13 条(1)（意匠の単一性に関する特別要件）に基づいて宣言を行うことにより、同じ出願の対象とできる意匠として、意匠の単一性、製品の単一性もしくは使用の単一性の要件に合致すること、又は同一の組み（set）若しくは品目の構成に属すること、又は一の独立かつ区別性のある意匠のみが単一出願において出願できることを要求することができる。

ベトナムでは「単一の共通独創性を表現し、かつ、当該工業意匠と著しく異なる変形を伴う工業意匠」は一つの工業意匠として請求することができる（知的財産法 101 条）。しかし、ハーグ協定でいう「同一メインクラス」は上記定義より広い範囲の意匠を一つの出願に含むことができることから、第 13 条（意匠の単一性についての特別要件）に従い複数意匠一括出願を認める範囲をベトナムの運用に合わせ制限するよう宣言をするか、又は一出願に含めることができる複数の意匠の範囲をロカルノ分類のメインクラスまで範囲を拡大するか対応の検討する必要があるだろう。

### 2. 2 公開繰り延べ制度

ジュネーブ改正協定では、指定締約国の法令が出願の公開日の繰り延べを規定している場合、国際出願時に出願人が申請することにより、出願日又は優先権が主張されている場合は優先日から最大 30 カ月まで公開を繰り延べることができる（第 11 条、第 16 規則）。

ベトナムでは意匠登録出願が出願の受理から 2 カ月で公開され、登録意匠が登録日から 2 カ月で公報に掲載される（知的財産法第 110 条）。

公開繰り延べ制度に関して、ベトナムには公開を繰り延べる制度はないので、本制度を導入するべく意匠登録制度を改定するか、適用除外の宣言を行うかを検討する必要があるだろう。

また、上記のどちらを選択した場合でも、国際公開の時期は一般に国際登録から 6 カ月である（共通規則 17(1)）ため、上述の現在のベトナムの公開の時期と異なっており、これらをどう調和させるかもあわせて検討する必要があるだろう。

### 2. 3 拒絶通報期間

ジュネーブ改正協定では、締約国が当該国を指定する国際登録の効果の拒絶を国際事務局へ通報できる期間は、原則として国際登録から 6 カ月間である。通報には拒絶理由の基礎となるすべての根拠を挙げなければならない。しかし、

締約国が実体審査をしているか又は法令により異議申立を認めている場合、宣言によりこの期間を6カ月に代えて12カ月にすることができる。当該締約国は、この期間内に国際出願の実体審査又は異議申立の審査を完了し、その決定を国際事務局に通報しなければならない。(第12条、第18規則)

ベトナムでは、方式審査を通過した出願について、公開に続く2カ月の異議申立期間が経過した後、先行意匠の検索を含めた実体審査が行われる(知的財産法第112条及び第114条)ため、上記共通規則18(1)(b)に基づく宣言を行うことができるだろう。ベトナムでの実体審査に要する期間についての情報は得られなかったが、本宣言により拒絶通報期間を12カ月とする必要性について検討するべきであろう。

#### 2. 4 秘密の写しの受理

ジュネーブ改正協定では、国際登録の効果の拒絶は締約国官庁より国際事務局へ定められた期間内に通報されなければならない(1. 3参照)。国際事務局への通報により締約国が国際登録の秘密の写しの受理を希望した場合は、同国を指定する意匠出願について国際登録後直ちに秘密の写しを受理することができる(第10条)。

秘密の写しの受理の通報により指定国官庁は国際公開前に実体審査を開始することができる。もし、出願人が国際公開前に出願を取り下げ、又は、指定を取り下げた場合、秘密の写しを基にした実体審査は無駄になる。一方、この通報をしない場合、写しは国際公開後に配布されることになるため、指定国官庁は国際公開後に実体審査を始めることとなる。

上記2. 3で述べた状況を考慮すると、国際公開までの実体審査の期間を十分に確保するため、国際事務局に対し、国際登録の秘密の写しの受理を希望することを通報するかどうかを検討する必要があるだろう。

#### 2. 5 新規性喪失の例外規定

ジュネーブ改正協定には「新規性喪失の例外」に関する明確な条項はないが、国際登録は、各指定締約国において、その締約国の法令に基づき意匠の保護の付与を求める正規になされた出願と少なくとも同一の効果を有する(第14条(1))。

ベトナムには新規性喪失の例外規定(知的財産法第65条)がある。国内出願に対して要求される手続を国際出願に対してどのように適用するか、手続の見直しを含めて検討する必要があるだろう。

#### 2. 6 意匠の表現物における保護を求めない部分への点線又は破線の使用

ジュネーブ改正協定には、いわゆる「部分意匠」を保護する明確な条項はな

いが、意匠の表現物には示されているが保護を求めない事項を、説明及び／又は点線又は破線により示すことができる(共通規則 9(2)(b)、実施細則第 403 節)。

ベトナムの現行法令には「部分意匠」を保護する規定はなく、保護を求めない部分を点線・破線によって表現することも認められていない(省令規則 33.6(a))。このような出願に対する対応を検討する必要があるだろう。

## 2. 7 関連意匠制度

ジュネーブ改正協定には、いわゆる「関連意匠制度」に関する条項が 2012 年 1 月より追加され、同制度を有する指定締約国は、基本出願、基本登録又は基本意匠の参照番号を記入した国際出願を認めることができるようになった(実施細則第 407 節)。

ベトナムの現行法令には関連意匠制度がない。しかし、上記規定はすでに関連意匠制度を有する締約国にのみ影響するものであるため、この項目にはベトナムのジュネーブ改正協定に加盟する際、特段の課題とはならないものと思料する。

## 2. 8 図面等の提出要件

ジュネーブ改正協定において締約国は、その出願が二次元の意匠又は製品の場合は 1 図より多く、三次元の製品の場合は 6 図より多くの図を要求することはできない(第 9 規則)。

個々の図のサイズや番号の付け方も実施細則により規定されている(実施細則第 401 節～406 節)。

ベトナムでは 7 図(正背面図、左右側面図、平底面図及び斜視図)の提出が求められており、必要がある場合は追加の図(断面図や拡大図)の提出が求められる。さらに、表現物のサイズはジュネーブ改正協定のそれと異なる(省令規則 33.6)。このため、ジュネーブ改正協定の要件とどのように整合を図るか、検討する必要があるだろう。

## 2. 9 意匠の簡潔な説明及び請求の範囲

ジュネーブ改正協定では、意匠の複製物又は意匠の独自の特徴についての簡潔な説明を、意匠を特定する要素として含むことを要求する場合、及び権利として請求する範囲の記載を要求する場合、国際事務局にその旨を宣言する必要がある(第 5 条(2)(b)(ii)、(iii))。締約国が意匠の簡潔な説明や請求の範囲を求めない場合でも、出願人の選択により、国際出願に簡易な説明を含むことができる(共通規則 7(5))。説明が 100 語を超える場合、追加の料金が課せられる。

ベトナムでは意匠の説明が開示要件に含まれている(知的財産法第 103 条)。

ベトナムが意匠の説明を国際出願での必須要件とするのであれば、第 5 条(2)(b)(ii)に基づく宣言による通報を検討する必要があるだろう。

## 2. 10 見本による意匠の表現

ジュネーブ改正協定に関する国際出願は、二次元の意匠に関して公開の繰り延べが請求されている場合、共通規則 9 で参照される意匠の複製物の添付に代えて、意匠の見本を添付することができる（共通規則 10）。締約国官庁は、国際事務局に対し、官庁が国際出願に関連のある声明、文書、又は見本を伴う国際登録の写しの受理を希望する旨を通報することができる（第 10 条(5)）。

現在のベトナムの意匠制度では見本による意匠の表現を認めていない（知的財産法第 108 条(1)(b)）ため、第 11 条(1)(b)に基づく宣言をしない場合（これによりベトナムは公開の繰り延べを適用することになる）、ベトナムは見本を許容する必要がある。このため、ベトナムは見本を許容するか、又は国際登録の写しの受理を希望することを通報しないか、を検討する必要があるだろう。

## 2. 11 創作者名での出願書類提出要件

ジュネーブ改正協定では、意匠の保護を求める出願が意匠の創作者の氏名においてされることを締約国の法令が要求する場合、その締約国は宣言によりその旨及びその要件に従った手続を通報することができる（共通規則 8）。

ベトナムでは出願は創作者の名前で提出される必要があり（知的財産法第 100 条(1)(d)）、出願人と創作者が異なる場合、出願人は創作者から出願人への譲渡証を添付する必要がある。このため、ベトナムは、出願が創作者の名前で提出されるべき要件を通報するか、国内のこの要件を改めるか、を検討する必要があるだろう。

## 2. 12 方式審査

ジュネーブ改正協定では、国際事務局は国際出願の方式要件を審査する。方式要件が満たされる場合、国際出願は登録され、国際登録日から 6 カ月で公開される（第 8 条、第 10 条）。

本調査研究において、ジュネーブ改正協定の方式審査を適用することに関して、特段の課題は発見されなかった。

## 2. 13 国際登録簿・ライセンス情報

ジュネーブ改正協定では、意匠の国際登録は国際事務局が管理する国際登録簿に記録されるが、ライセンス情報、質権情報などは記録されない（第 16 条）。

ベトナムでは意匠登録簿にライセンス情報等を記録する必要がある（知的財

産法第 149 条) が国際登録簿にはライセンスに関する情報がない。ベトナムはライセンス情報をどのように扱うかについて検討するか、又はライセンスに関する規定を改正する必要があるだろう。

#### 2. 1 4 存続期間

ジュネーブ改正協定では、存続期間を国際登録日から 15 年又は各指定締約国の国内法が規定する存続期間がこれを超える場合はその最長の存続期間と規定している (第 17 条)。

ベトナムの法令では、意匠の権利期間は、最初の期間が出願から 5 年で、その後 5 年毎に 2 回の更新が認められる (知的財産法第 93 条(4)) ので、現行制度の権利期間でもハーグ協定の要求を満たしていると考えられる。

#### 2. 1 5 国際出願・登録手数料

ジュネーブ改正協定では、国際出願料は(i)基本手数料、(ii)指定手数料、及び(iii)公開手数料で構成される (追加の費用を要する場合もある)。基本手数料及び公開手数料は、国際出願に含まれる意匠の数、ページ数、説明の語数で決定される。指定手数料だけは指定する国によって決まる。、実体審査を実施していない官庁の締約国の指定手数料はレベル 1、新規性以外の内容について実体審査を実施している官庁の締約国の指定手数料はレベル 2、職権により又は第三者による異議申立てに従い行う新規性に関する実体審査を含め、実体審査を行う官庁の締約国の指定手数料はレベル 3 としている (第 7 条、共通規則 12)。審査官庁は宣言により標準指定手数料を個別指定手数料と置き換えることができるが、自国で徴収している料金を超えてはならない。さらに、審査官庁は、宣言により、個別指定手数料を 2 分し、初めの部分を国際出願時の支払いとし、後の部分を関連締約国の法に従って決定される後日の支払いとすることができる (第 1 条(xvii)、第 7 条、共通規則 12)。

ベトナムでは NOIP が職権による新規性の審査を含む実体審査を行っている。出願料として 180,000 ドン及び 2 図目以降の 1 図当たり 60,000 ドン、検索 120,000 ドン、審査 300,000 ドン等と定められている (アンケート調査結果)。また、ハーグ協定同様の 5 年毎の更新制を採っているが、電子データの有無や追加図面あたりの費用などの手数料が細かく規定されている (意匠料金表)。そのため、ベトナムは個別指定手数料を宣言するかどうか、検討する必要があるだろう。

#### 2. 1 6 国際出願における自己指定

官庁が審査官庁である締約国が出願人の居所を置く締約国である場合に、その締約国は、宣言により、その締約国を指定することが効果を持たないことを事務局長に通報することができる (第 14 条(3)(a))。

第 14 条(3)に基づく宣言がなされない場合、出願人は、出願人の選択により、意匠を直接に国内出願するか又は国際事務局経由の国際出願として出願するかを選択することができ、結果として同じ意匠について、等価な二つの出願が、異なる言語及び様式で存在することが可能となる。

ベトナムは第 14 条(3)に基づく宣言をして通報を行うか否か、検討する必要があるだろう。

## 2. 17 仲介官庁

国際出願は、出願人の選択により、国際事務局に直接又は出願人の締約国の官庁を通じて出願することができる（第 4 条(1)(a)）。しかし、いずれの締約国も、宣言により、当該締約国の官庁を通じて国際出願をすることができない旨を、事務局長に通報することができる（第 4 条(1)(b)）。

官庁が、第 4 条(1)(b)に基づく宣言せず、出願人がその官庁を通じて間接的に出願することを可能とする場合、官庁は国際事務局に通報し、その出願に係る手数料を徴収して国際事務局へ転送することができる（共通規則 27(2)(b)）。

これらについては、出願人の利便性等を考慮しながら、第 4 条(1)に規定されたいずれの選択をするか、検討する必要があるだろう。

2013年2月

特許庁委託 平成24年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業

ASEAN 諸国の意匠登録制度  
及びその運用実態に関する調査研究

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル4階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>